

瀬戸田西部におけるプレジャーボートの係留保管 の適正化推進に関する現地説明について

日時：令和2年2月28日（金）

①10時30分，②13時30分

場所：尾道市瀬戸田市民会館 多目的ホール

議事次第

1 開会

2 出席者紹介

3 説明内容

（1） プレジャーボートの係留について

（2） 禁止区域の指定について

（3） 係留許可申請手続について

（4） 質疑応答

4 閉会

【配布資料一覧】

次第（本紙）

資料1 放置艇解消のための基本方針（パンフレット）

資料2 許可艇転換チラシ

資料3 地区別実施計画

資料4 禁止区域図

資料5 小型船舶用泊地等使用許可（変更）申請書（2部）

資料6 小型船舶用泊地等使用許可（変更）申請書 《記載例》

資料7 必要添付書類一覧表

資料8 位置図

資料9 見取り図 《記載例》

資料10 誓約書（2部）

資料11 誓約書 《記載例》

広島県内でのプレジャーボートの係留に新しいルールを定めました

放置艇解消のための基本方針



令和2年1月

広島県港湾振興課

基本方針の目指す姿

広島県では、平成30年3月に「放置艇解消のための基本方針」を策定しました。令和元年度から令和4年度末までに、現在、放置艇となっている全てのプレジャーボートについて、公営・民営のマリーナ、ボートパークなどの係留保管施設へ誘導し、又は新たに指定する係留可能場所への係留許可を与え、秩序ある適正な保管状態とすることを目指します。

これによって、許可なく係留しているプレジャーボートをゼロ隻にしていきます。



広島県の状況

○ 広島県内の放置艇の現状・問題

広島県は、太平洋や日本海のような外海ではなく、穏やかな瀬戸内海に面し、小型船舶の係留が容易である静穏な海域が多いことが誘因となって、現在、県内には、プレジャーボートの放置艇が多数存在しています。(約10,700隻 全都道府県中最多【H30年度データ】)

放置艇は、船舶航行の支障、保管水域の私物化、津波・高潮・洪水災害時の被害の助長、油流出などの問題を引き起こすことがあります。

○ これまでの県の取組

平成10年に「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を制定し、その後、放置艇の集積が著しい広島港及び福山港地域において、「係留保管施設の整備」と「放置等禁止区域の指定による規制」を両輪とした方策を進めてきました。これによって県内の放置艇数は減少してきています(H8年度約17,000隻 → H30年度約10,700隻)が、全都道府県中最多レベルです。

基本方針による新しいプレジャーボートの係留ルール

○ 令和元年度以降は、地方の港湾・漁港を含め、全ての水域について、プレジャーボートの係留許可が順次必要になります

- 県内の公営・民営の係留保管施設以外の全ての水域(港湾・漁港内など)にプレジャーボートを係留しようとする場合には、令和元年度以降、県が指定する係留可能場所の許可が必要になります。
- 令和5年度からは、使用料の徴収を開始していきます。

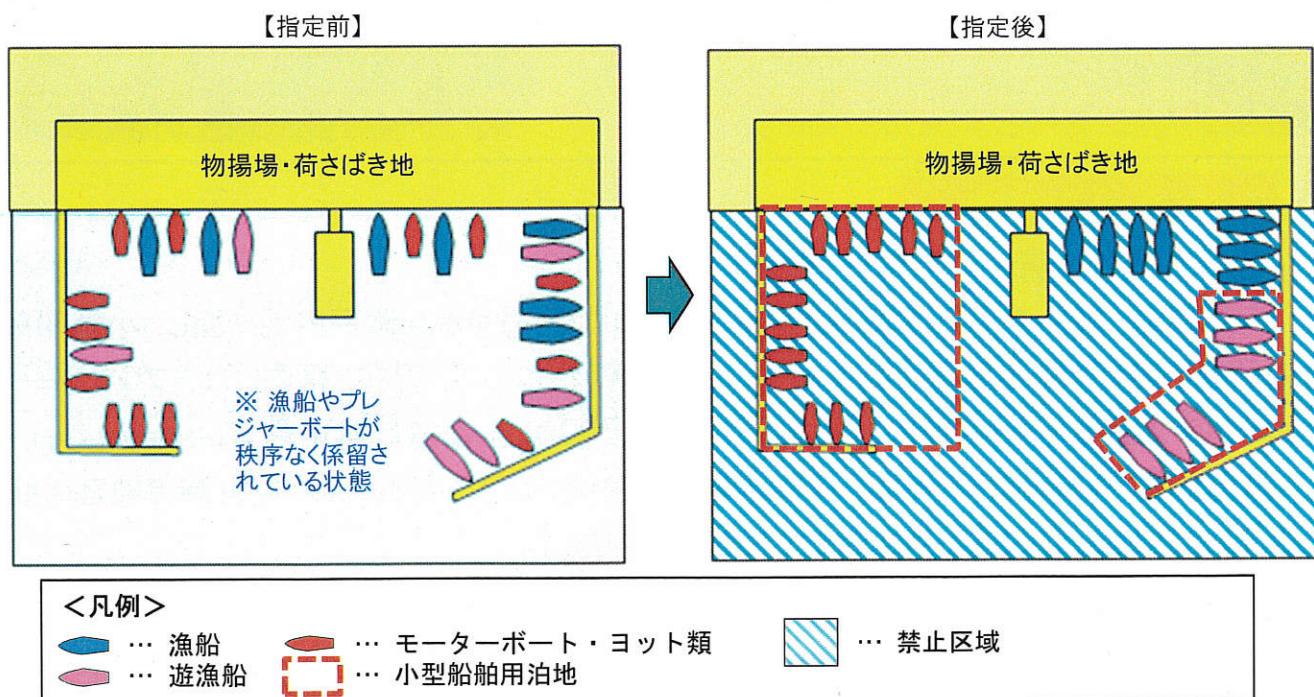
○ 新しいプレジャーボートの係留可能場所となる「小型船舶用泊地」を、県内各地に設けます

- 既存の港湾・漁港内の静穏水域を、県が「小型船舶用泊地」に指定して、プレジャーボートの係留可能場所にします。
- 令和元年度から4年度までの間、順次指定していきます。

○ 小型船舶用泊地以外に係留しているプレジャーボートには、撤去指導を行うようになります

- 小型船舶用泊地の指定と同時に、法律に定める「放置等禁止区域」を指定しますので、県の撤去指導に従わない場合は、懲役刑や罰金刑が科される可能性があります。

＜小型船舶用泊地・禁止区域指定のイメージ図＞



※ 基本方針では、新しいプレジャーボートの係留ルール作りの他に、廃船処理、保管場所確保の義務付け、意識啓発などについても取り組むこととしています。

＜問合せ先＞広島県庁 土木建築局 港湾振興課 海域管理グループ 電話 082(513)4038

県管理水域での プレジャーポートの 係留には許可が 必要になります。



広島県は、令和4年度末の放置艇解消を目指しております、正規の保管施設に係留していないプレジャーポートは係留許可が必要になります。

1. 令和元年9月から順次、県管理の港湾・漁港に「小型船舶用泊地」を指定していきます。
2. 小型船舶用泊地に泊めるためには県への「許可申請」が必要になります。
3. 小型船舶登録されている方は、県の建設事務所等から「現地説明会」の開催案内があります。ご参加をお願いします。
4. 許可を受けている場合は、撤去指導を行います。
5. 令和5年度からは使用料が必要となります。

区分	月単価（m）
国際拠点港湾・重要港湾	320円
地方港湾・漁港	300円

使用料の計算方法は
裏面をご覧ください

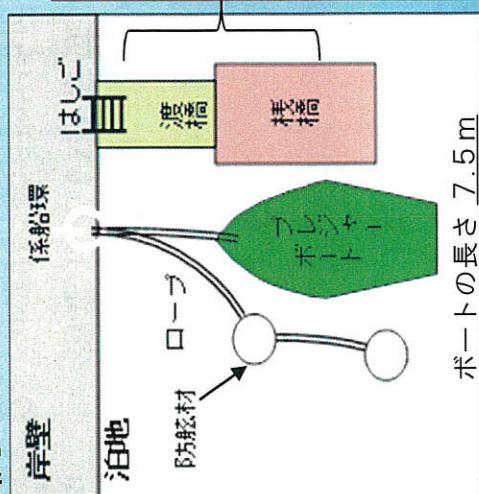


使用料の計算方法

1隻1か月につき船舶の長さ(桟橋及び渡橋の長さを加えます。1m未満は切り上げ)に単価を乗じた額とします。
※ 船舶の長さ:登録長



例



1か月当たり使用料

○ 渡橋等がある場合

- ・ 重要港湾以上 : $(7.5\text{m}+7.5\text{m}) \times 320\text{円}=4,800\text{円}$
- ・ 地方港湾・漁港 : $(7.5\text{m}+7.5\text{m}) \times 300\text{円}=4,500\text{円}$
- 渡橋等がない場合 (1m未満を切り上げ 7.5m → 8m)
- ・ 重要港湾以上 : $8\text{m} \times 320\text{円} = 2,560\text{円}$
- ・ 地方港湾・漁港 : $8\text{m} \times 300\text{円} = 2,400\text{円}$

※ 個別の計算については、現地説明会や申請の際にご相談ください。

ご不明な点はお気
軽にお尋ねください。

広島県 港湾振興課 海域管理グループ
TEL 082 (513) 4038 FAX 082 (223) 2463
E-Mail : dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp

地区別実施計画

資料 3

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
11	港湾単独	生口港	—	富原港地区(その1)	平成30年7月23日	1/1,270	241	1/7



- モーター・ポート・ヨット類
- 造船・漁船
- ★ 游漁船の沈船・廃船
- ◆ 渔船の沈船・廃船
- ▲ 事業用船舶の沈船・廃船

- モーター・ポート・ヨット類
- 造船
- ★ 游漁船
- ◆ 渔船
- ▲ 事業用船舶

適用類型	対応予定	区域凡例
	禁歟区域(案)	<input type="text"/>
年 月	小型船舶用泊地の区域(案) :	<input type="text"/>



禁 止 区 域 図

資料 4

図郭番号	調査区域区分	港湾名	地区名	縮尺	プロット番号	通し番号
11	港湾単独	生口港	宮原港地区(その1・その2)	1/2,000	241	1/4



小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書

年 月 日

広島県東部建設事務所長 様

申請者 住所
 氏名 印
 (法人にあっては事務所の所在地,
 名称及び代表者の氏名)
 連絡先

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

1 使用する小型船舶用泊地等

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

(船舶番号 広島・船舶の長さ m)

(2) 係留の用に供する工作物

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

- 備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。
- 2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区(〇〇市〇〇町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。
- 3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターボート(船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇広島・船舶の長さ〇〇.〇〇m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 桟橋(長さ〇〇.〇〇m)、オ 渡橋(長さ〇〇.〇〇m)、カ はしご」の例により記載するものとする。

○申請期間は
令和2年3月9日（月）～4月17日（金）

○提出部数は 小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書 (記載例)
2部（うち1部はコピーで可）

令和2年 ○月 ○日

広島県東部建設事務所長 様

申請者 住所 尾道市瀬戸田町口口 ○○番地
氏名 瀬戸田 太郎 印
〔法人にあっては事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
連絡先 0845-12-3456

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

- 1 使用する小型船舶用泊地等
地方港湾 ○○○港 △△△地区

※ 港湾名、地区名は、資料3
「地区別実施計画」に記載があります。

- 2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

モーター埠ト (船舶番号 273-123456 広島・船舶の長さ 5.678m)

(2) 係留の用に供する工作物 (該当するものに○印)

ア 係船環

イ ロープ

ウ 防舷材

エ 通船 (長さ . m)

オ 棧橋 (長さ 5.15 m)

カ 渡橋 (長さ 2.30 m)

キ 梯子

ク その他 ()

- 3 使用期間

令和 2 年 ○月 ○日から令和 5 年 3 月 31 日まで

備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。

2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾○○港○○地区(○○市○○町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーター埠ト (船舶番号○○○-○○○○○○広島・船舶の長さ○○. ○○m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 棧橋 (長さ○○. ○○m), オ 渡橋 (長さ○○. ○○m), カ はしご」の例により記載するものとする。



必要添付書類一覧表

必要添付書類		摘要	要
1	船舶検査証の写し		・申請書に記載の船舶の長さは、これによる。
2	位置図		・位置図に係留位置を記載する。防波堤、護岸等の恒久的物体からの距離も示し、係留位置を特定する。
3	見取り図		・係留状態が分かるように、係留船舶の他、ロープ、係船環、防舷材、桟橋、渡橋、はしご等の係留に使用する工作物について、適当な縮尺で作図する。 ・船舶、桟橋及び渡橋の長さ及び幅も記載する。
4	写真		・小型船舶用泊地等を使用することとなる船舶及び係留の用に供する工作物の全てを写したものです。
5	誓約書（別記様式第9号）		・申請者が暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと、今後も暴力団等に該当することはないこと等について誓約する。
6	構成員内訳書		・プレジャーボート組合等の代表者が申請する場合に限る。 ・構成員の氏名及び住所並びに所有船舶を明示する（様式任意）。
7	その他必要と認める書類		・1～6 の添付書類以外に必要と認められるものについて、添付を求める。

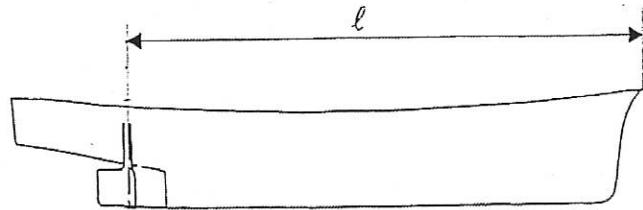
船舶の全長	船灯や汽笛など海上衝突予防法に関する航海用具の設備基準の基礎となるもので、船体の長さのことです。登録に用いられる「船舶の長さ」とは異なります。
船舶の長さ	小型船舶の登録上の長さで、検査手数料の算定や技術基準の基礎となるものです。全長とは異なり、下図により算定されます。なお、都道府県による船籍票の交付を受けた船舶（総トン数 5 トン以上 20 トン未満の船舶）、漁船登録を受けた小型漁船及び船舶検査証書を受有する船舶については、当該船籍票、漁船登録票又は船舶検査証書にこの長さが記載されています。

(裏面)

【 船舶の長さ 】

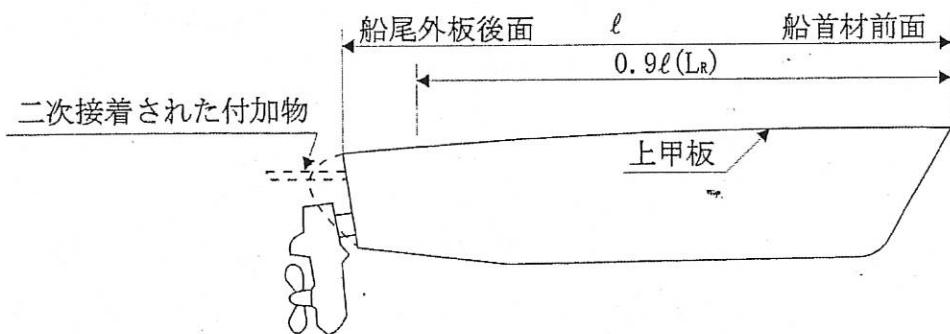
1 舵の有る船

$$\ell = \text{船の長さ}$$



2 舵の無い船（船外機等）

$$\ell (\text{船の長さ}) \times 0.9 = \text{船舶の長さ}$$



位置図

資料 8

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
11	港湾単独	生口港	—	富原港地区(その1)	平成30年7月23日	1/1,270	241	1/7

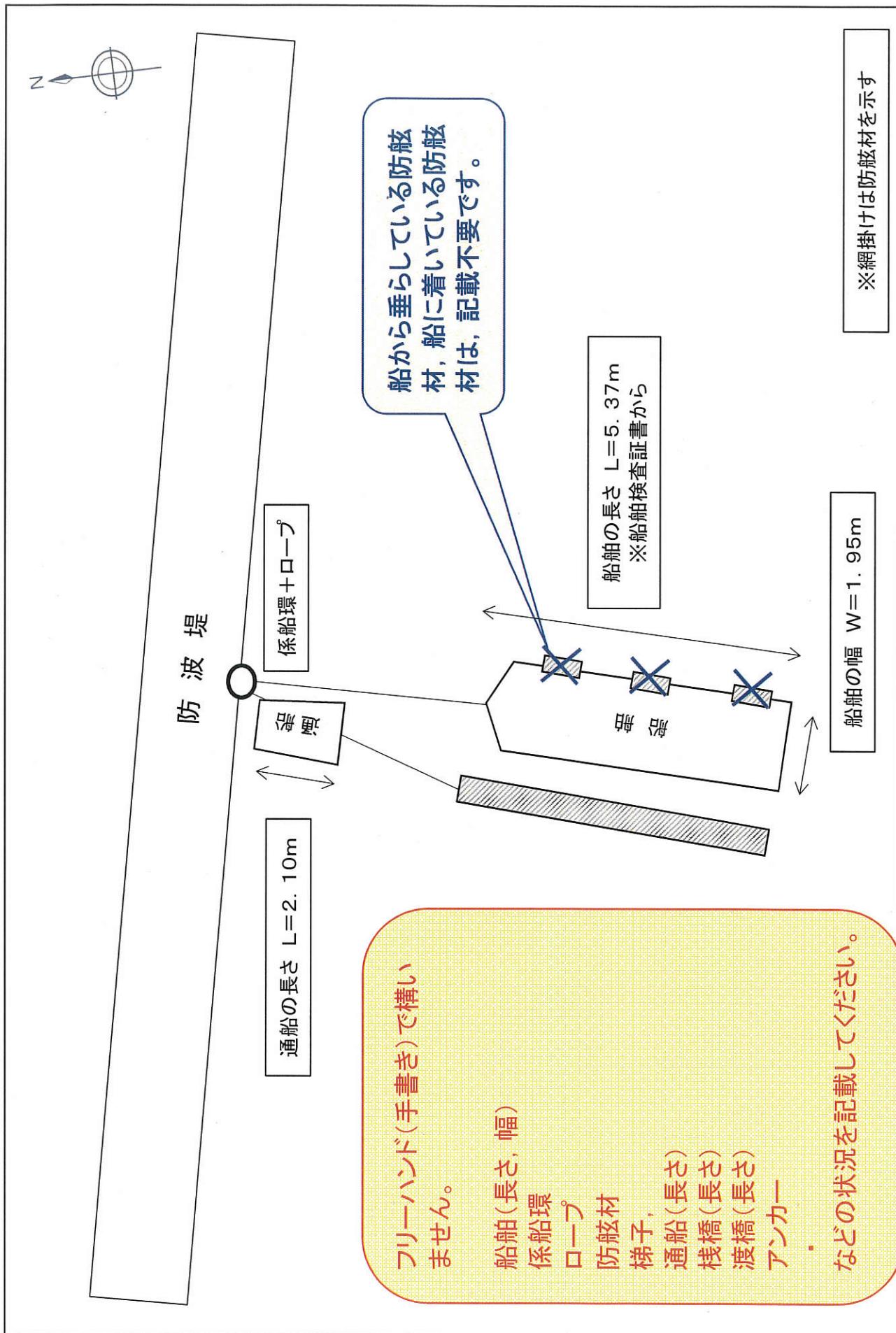




見取り図（記載例）

資料 9

○ 資料



誓 約 書

令和 年 月 日

広島県東部建設事務所長 様

住所

氏名



生年月日 年 月 日 生

私は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

(裏面)

広島県暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

（中略）

（利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表）

第19条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為をした疑いがある者（以下「調査対象者」という。）及び当該調査対象者の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（中略）

3 公安委員会は、第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし、又は前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、24月を超えない範囲内で期間を定めてその旨を公表することができる。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（中略）

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(記載例)

誓 約 書

令和 2 年 ○月 ○日

広島県東部建設事務所長 様

住所 広島県尾道市瀬戸田町口口 ○○番地

氏名 濑戸田 太郎 印

生年月日 昭和○ 年○ 月 ○日生

私は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

